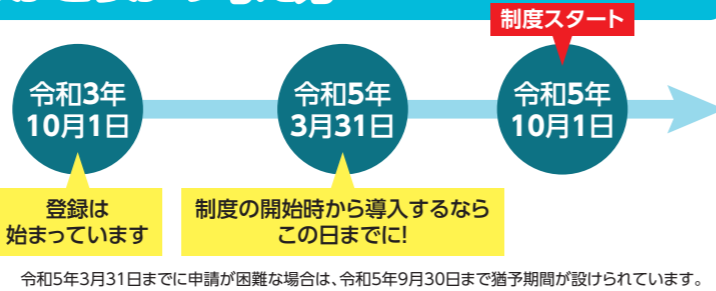




## 登録するかどうかの考え方

事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



## フローチャートでチェック!



▶ 登録するかどうかは事業者の方の任意です。 **お近くの商工会にご相談ください。**

能美市商工会	TEL0761-58-4230	かほく市商工会	TEL076-282-5661	宝達志水町商工会	TEL0767-28-2301
山中商工会	TEL0761-78-3366	森本商工会	TEL076-258-0276	能登鹿北商工会	TEL0767-66-0001
川北町商工会	TEL076-277-2133	津幡町商工会	TEL076-288-2131	中能登町商工会	TEL0767-76-1221
美川商工会	TEL076-278-3328	内灘町商工会	TEL076-286-4200	門前町商工会	TEL0768-42-0360
鶴来商工会	TEL076-273-2211	羽咋市商工会	TEL0767-22-1393	穴水町商工会	TEL0768-52-0516
白山商工会	TEL076-254-2828	富来商工会	TEL0767-42-2562	能登町商工会	TEL0768-62-0181
野々市市商工会	TEL076-246-1242	志賀町商工会	TEL0767-32-1002	県連合会能登支所	TEL0767-66-0460

## 石川県商工会連合会からのお知らせ 第2弾

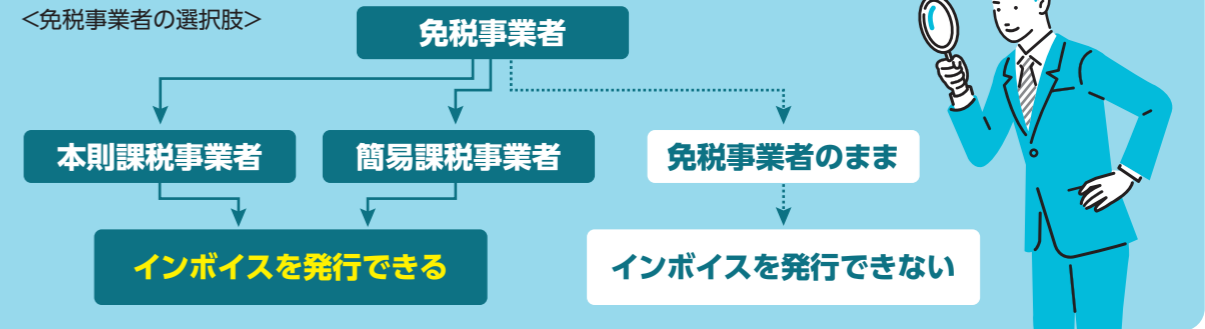
免税事業者のみなさまへ



# インボイス制度への対応方針は決まりましたか?

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。免税事業者の方は、「課税事業者となる」か、「免税事業者のまま」でいるかの判断をしなければなりません。今回は、免税事業者がインボイス登録をするかどうかの考え方をご紹介します。

<免税事業者の選択肢>



免税事業者がそのままなのか、消費税を納付する事業者になるのかの**判断基準**は、次の3点です。

### ①取引先との関係

取引先やお客様のほとんどが一般の消費者なら、インボイスを発行しないデメリットは少ないと考えられますが、課税事業者である企業や個人事業主が取引先やお客様となる場合には、インボイスの発行を求められる可能性があります。

また、これまで免税事業者かどうかは相手には分かりませんでしたが、インボイス導入後はインボイス発行の有無で免税事業者かどうかわかります。

### ②売上高の減少

登録事業者とならない場合は、取引先から消費税分を減額されたり、取引そのものが縮小または廃止などになり、売上が下がる可能性があります。ただし、主な取引先が一般消費者であればリスクは低いと想定されます。

### ③消費税の納税額

課税事業者になった場合の納税額は、決算書から試算できます。

#### ▶ 本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110} - \left( \text{売上原価} + \text{販売費} - \left( \text{給料} + \text{社会保険料} + \text{保険料} + \text{租税公課等} \right) \right) \times \frac{10}{110}$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★の数値が8/100となります。

#### ▶ 簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110} \times \left( 1 - \text{みなし仕入率} \right)$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★の数値が8/100となります。

令和5年度税制改正大綱で、小規模事業者へのインボイス制度の円滑な導入に向け、以下の負担軽減策が盛り込まれました

- 免税事業者が、インボイスを発行するために課税事業者になることを選んだ場合、納税額を売上にかかる消費税の2割とする。(2023年10月～2026年9月の3年間)
- 基準期間における課税売上高1億円以下等の事業者を対象に、1万円未満の仕入はインボイス不要とする。インボイスを保存しておかなくても帳簿があれば仕入税額控除が可能。(2023年10月～2029年9月の6年間)
- インボイス登録申請が、令和5年4月1日以降に遅れる場合に求めていた「困難な事情」の記載が不要。

### [簡易課税制度のみなし仕入率]

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業	80%
第三種	建設業・製造業	70%
第四種	その他(主に飲食店)	60%
第五種	運輸・保険・サービス業	50%
第六種	不動産業	40%

1月号に「インボイス制度が始まります!」を掲載しました。